

建設工事契約書改正概要

公共工事標準請負契約約款が改正されたことに伴い、それに対応するため、次のとおり契約書を改正いたします。

1. 改正概要

▶ 契約書の記載事項について（契約書関係）

工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記入し、設計図書に建設発生土の搬出先を定めることとした。

▶ 不可抗力による損害について（第30条関係）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする事とした。

▶ 発注者の催告によらない解除権について（第48条関係）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

2. 適用年月日

令和5（2023）年4月1日以降に締結する契約から適用する。